

附 表

附表

番号	事業名	事業区分	要綱第4に規定する申請書に添付する書類及び申請書の提出期限	
			提出期限	添付書類
B-1	民有林造林事業 (森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金)	1 森林環境保全直接支援事業 2 共生環境整備事業 (1) 森林空間総合整備事業 ア 森林整備等 イ 用地等取得 (2) 絆の森整備事業 ア 森林整備等 イ 用地等取得 3 特定機能回復事業 (1) 森林緊急造成 (2) 被害森林整備 (3) 重要インフラ施設周辺森林整備 (4) 林相転換特別対策(特定スギ人工林) (5) 保全松林緊急保護整備 4 機能回復整備事業 花粉発生源対策促進事業	1 1、3及び4については、事業の終了後、交付申請を行うものとし、次による。 春 期 6月30日 保育期 8月31日 秋期(前期) 10月31日 秋期(後期) 12月20日 その他 知事が別途定める 2 2については、内示の都度知事が定める	1 事業の終了後交付申請を行うもの ・申請内訳書 ・位置及び施業図 受任申請の場合 ・委任状 森林組合等受託事業の場合 ・受託契約書の写し 2 森林空間総合整備事業の場合 ・事業計画書 ・収支予算書
B-2	民有林生産拡大促進事業	森林資源循環促進事業	事業の終了後交付申請を行うものとし、次による 春 期 6月30日 保育期 8月31日 秋期(前期) 10月31日 秋期(後期) 12月20日 その他 知事が別途定める	・申請内訳書 ・位置及び施業図 受任申請の場合 ・委任状 森林組合等受託事業の場合 ・受託契約書の写し
B-3	ふるさとを育む森林づくり事業	1 県単保育 2 既設道補強	事業の終了後交付申請を行うものとし、次による。 春 期 6月30日 保育期 8月31日 秋期(前期) 10月31日 秋期(後期) 12月20日 その他 知事が別途定める	・申請内訳書 ・位置及び施業図 受任申請の場合 ・委任状 森林組合等受託事業の場合 ・受託契約書の写し
H-3	国庫補助森林病虫害等対策事業 (森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金)	特定機能回復事業 保全松林緊急保護整備	事業の終了後交付申請を行うものとし、次による。 春 期 6月30日 保育期 8月31日 秋期(前期) 10月31日 秋期(後期) 12月20日 その他 知事が別途定める	・申請内訳書 ・位置及び施業図 受任申請の場合 ・委任状 森林組合等受託事業の場合 ・受託契約書の写し
H-4	樹種転換緊急促進対策事業		事業の終了後交付申請を行うものとし、次による。 春 期 6月30日 保育期 8月31日 秋期(前期) 10月31日 秋期(後期) 12月20日 その他 知事が別途定める	・申請内訳書 ・位置及び施業図 受任申請の場合 ・委任状 森林組合等受託事業の場合 ・受託契約書の写し